

## 内部統制システムの整備に関する基本方針

制定（平成28年6月7日）

大阪市民共済生活協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、協同互助の精神に基づき、「愛・ふれあい・助け合い」の視点で、組合員の生活の文化的経済的向上を図ることをめざしています。

当組合は、役職員の基本姿勢として、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の目的を達成し、より公正で透明性の高い運営を推進するため、以下のとおり、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めます。

### I 理事の職務の執行の適法性を確保するための体制

理事のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、効果的なガバナンス体制および適正に意思決定を行う体制を整えます。

### II 理事の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

理事の職務執行に関する情報は、法令および内部規程に従って適切に保存と管理を行うとともに、開示にかかる適切な運用を行います。

### III リスク管理に関する体制

リスク管理に関するルールに従い、定期的にリスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定し、重要度に応じて対策・改善を行います。

### IV 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標や計画について、その業績管理に関し適時な財務情報により達成状況を検証し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌・決裁権限を明確化することにより、理事・執行役員の職務執行の効率性を確保します。

### V 職員の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針を明示して研修・教育を推進することによって、職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。また、効果的な内部統制体制を整備し、職員の職務執行の適法性を確保します。

### VI 財務報告の内部統制に関する体制

一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠した財務報告を行うために、財務報告に関する内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性の確保を進めます。

### VII 監事の職務を補助する職員に関する事項

監事および監事会の職務を補助する適切な職員を配置するとともに、配置にあたっては、監事と協議し、その意見を十分考慮、反映します。

### VIII 監事への報告に関する体制

監事が理事会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を確保するほか、理事および職員が監事に対して適切に報告する機会と体制を確保します。

### IX 監事監査の実効性確保のための体制

代表理事は、必要に応じて適宜監事と会合をもつほか、監事および監事会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を確保します。

平成28年6月7日

大阪市民共済生活協同組合

## コンプライアンス自主行動基準

制定（平成28年6月7日）

大阪市民共済生活協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、協同互助の精神に基づき「愛・ふれあい・助け合い」の視点で、組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目指しています。また、地域の安全・安心につながる取組みと協働する視点で、地域の活性化に貢献することを基本姿勢としています。このため、以下のとおり行動基準を策定し、役職員全員が事業・商品・サービスのあらゆる分野で法令・倫理を遵守するとともに、この行動基準に基づいた行動を推進し、継続して改善に取り組めます。

### I 組合員に対する行動基準

私たちは、組合員の声を大切にして、誠実に受け止め、万一の災害から組合員を守り、暮らしに大きな安心で包む共済事業の提供に努めます。

#### 《行動基準》

- 1 組合員の声を誠実に受け止め迅速に対応します。
- 2 誠実、正直な態度で丁寧に、すべての組合員に公平に接し、健全な関係を築きます。
- 3 組合員への共済の加入促進活動に当たっては、共済による保障の必要性・内容・メリットをわかりやすく説明します。
- 4 万一火災や交通事故にあわれた場合には、迅速な行動で共済金をお支払い、暮らしのお役に立てていただきます。
- 5 「個人情報保護方針」に基づき、組合員からお預かりしている個人情報の管理を徹底します。

### II 事業経営活動に関する行動基準

法令や内部諸規程に基づく、健全で透明性のある事業経営と機関運営を進めます。

#### 《行動基準》

- 1 法令や規則等に基づく健全な事業経営を進め、各事業について正確な報告を行います。
- 2 総代会、理事会、監事会など、法令を遵守した適切な機関運営を進めることはもとより、その機能をより高めるために運営の改善などを進めます。
- 3 総代会をはじめ、情報誌「よんどこ」やホームページなどで適切で正確な情報開示を進めます。
- 4 業務、倫理などの課題に対して自らが監視し、継続的な改善を図ります。
- 5 役員及び管理職員は、事業経営、機関運営をすすめる重大な責任を自覚し、行動します。

### III 社会に対する行動基準

行政や地域関係団体・企業とともに、消費者を重視した社会のしくみづくりに貢献します。

#### 《行動基準》

- 1 反社会的勢力とは毅然と対応します。
- 2 資源の有効活用、省資源、省エネルギー化等の環境保全に積極的に取り組めます。
- 3 地域関係団体との連携を強め、地域社会が当面する諸問題の解決実現に向けて貢献します。

### IV お取引先に対する行動基準

お取引先とのパートナーシップを大切にして公正な取引を進め、健全な関係を保ちます。

#### 《行動基準》

- 1 「自主行動基準」をお取引先に明示し、当組合のコンプライアンスに対する姿勢を理解していただき、公正な取引を進めます。
- 2 お取引先に誠実に接するとともに節度ある健全な関係を保ちます。
- 3 お取引先の選定は、情実によることなく、品質・価格・安全などを公平に比較して行います。

## V よりよい職場風土をつくる行動基準

法令内部規程、自主行動基準を守り、社会から信頼される組織作りに努めるとともに、働きやすく、風通しのよい職場風土をつくります。

### 《行動基準》

- 1 法令や社会的規範、ルールなどを遵守します。
- 2 一人ひとりの人権を尊重し、性別、出身地、国籍、人種、思想、信条、宗教、障がい等による差別は行いません。
- 3 セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない、皆がいきいきと働ける職場づくりに努めます。
- 4 労働関連法令を遵守し、働きやすい職場運営を行います。また安全で安心して働けるような職場環境をつくります。
- 5 役職員は利益と倫理が相反する場合は、倫理を優先します。
- 6 職員を公平に評価、処遇し、個人の能力を活かせる人事に努めます。